第3期宮城県文化芸術振興ビジョン概要

第1章 第3期ビジョンの策定に当たって

第3期ビジョン策定の趣旨 2 第3期ビジョンの位置付け これまでの取組実績や課題、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえ、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、第3期ビジョンを策定するもの。

文化芸術振興に関する基本計画(宮城県文化芸術振興条例第4条第1項),地方文化芸術推進基本計画(文化芸術基本法第7条の2第1項), 地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項)

第3期ビジョンの期間

5 文化芸術を振興する意義

令和3年度から令和7年度までの5年間

対象とする文化芸術の範囲

法令の内容等を踏まえ、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物等、文化財等、街並み、景観、自然環境、地域産業、祭礼行事、建築・デザイン、思想、社会芸術等とする。 ○ 文化芸術は、創造力と感性に富んだ豊かな人間性を養うものであり、人々に感動や精神的な安らぎをもたらすなど、人が人らしく生きるための糧となるものです。

- 文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものです。
- 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う側面を有しており、地域経済の発展に寄与する可能性を持っています。
- 文化芸術の交流を通じて、国内外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、平和の礎となり、相互理解の促進や地域の活性化につながるものです。

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 国の動向

(1) 平成29年6月「文化芸術振興基本法」の一部改正(改正後:文化芸術基本法), (2)平成30年3月「文化芸術推進基本計画(第1期)」の策定, (3)平成30年6月「障害者による文 (5) 令和元年6月第9次地方分権一括法による社会教育関係法律等の改正, (4) 平成30年6月「文化財保護法」の一部改正, 化芸術活動の推進に関する法律」の制定, 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定、 (7)「経済財政運営の改革と基本方針」の動向

2 社会情勢

(2) SDGs達成に向けた取組の推進, (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大 (1)人口減少と少子高齢化の進行,

第3章 これまでの取組実績と課題

1 取組実績及び成果

施策1 文化芸術の振興と継承

- みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)の開催
- 宮城県芸術祭への支援
- みやぎ県民文化祭への支援
- 地域芸能アウトリーチ事業の実施
- 芸術選奨, 芸術選奨新人賞の授与及び受賞者作品展の開催
- 伝統的工芸品産業振興事業への支援
- 史跡等・有形文化財・無形文化財等保存事業の実施

施策2 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる 環境づくり

- 舞台ワークショップ,美術ワークショップ,音楽アウトリー チ事業の実施
- 県民ロビーコンサートの開催
- 芸術銀河スペシャルコンサートの開催
- みやぎシニアカレッジ運営事業の実施
- 障害者の書道・写真コンテストの開催
- とっておきの音楽祭への支援
- 障害者芸術文化活動への支援
- みやぎの文化育成支援事業の実施

施策3 文化芸術の持つ力の活用

- 文化芸術の力による心の復興事業の実施
- 「東北文化の日」事業の実施
- 先進的文化芸術創造拠点形成事業の実施
- 明るい長寿社会づくり推進事業の実施
- みやぎデジタルフォトライブラリーの活用
- \circ 青年地域活動事業の実施
- 文化財の観光への活用
- 〇 日本遺産推進事業の実施

2 課

- 文化芸術の持つ力による社会課題の解決
- (2) 文化芸術活動の担い手の育成
- 文化芸術活動を創造・発表・享受する機会の格差の解消

第4章 基本目標•基本方針

基本目標

文化芸術・人・社会の"高"循環の創出

2 基本方針

|方針1|| 文化芸術の持つ力の活用 …【課題(1)】

国の法改正において、観光やまちづくり、福祉、教 育等関連分野の施策との連携の視点が追加されたこ とや、大規模災害からの復興や新型コロナウイルス感 染症の影響下での社会経済活動の再生において果た すべき役割を踏まえ, 文化芸術の持つ力を活用して, 様々な分野と連携することで、地域力の向上を図る。 また, 県民の心豊かな生活の実現, 社会包摂など多 種多様な機能を有している文化施設において,関係団 体等と連携しながら様々な社会課題を解決する場と しての役割を果たしていく。

|方針2|| 文化芸術の振興と継承 …【課題(2)】

文化芸術は, 県民が生活を営む上で必要不可欠のも のであり、県民全体の社会的財産である。これまで長 い歴史を通じて、先人の地道な努力により受け継がれ てきたその価値を維持、継承、発展させていくために、 文化芸術活動を担う人材を育成、支援していく。

また,特色ある地域文化や生業等,地方・都市部そ れぞれの地域に伝わる有形・無形の文化資源を活用し て、地域コミュニティの再生、活性化を図っていく。

方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受で きる環境づくり…【課題(3)】

文化芸術は限られた人々だけの特別なものではな く、全ての県民のものである。子供から高齢者、障害 者や県内在住の外国人など全ての県民が, 生涯を通じ て居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を創 造・発表・享受できる環境を整備し、文化芸術による 社会包摂が図られる施策を推進する。

3 重点取組

文化芸術の力による心の復興

第5章 施策展開

方 針 1 社会課題等に対する文化芸術の活用 1 文化芸術の持つ 文化芸術の力を生かした心のケア 文化芸術による共生社会の実現 \bigcirc 力の活用 文化施設等を活用した社会課題等の解決 2 文化芸術による地域の活性化 文化芸術の力を生かした地域づくりの推進 様々な分野との連携・協働による地域力の向上 文化芸術に配慮した公共の建築物・空間、景観及び農山 漁村風景の保全・形成 3 国内外の交流・連携の推進 ○ 文化芸術をきっかけとする世代間・地域間交流の促進 文化芸術による国際交流の推進

2 文化芸術の振興 と継承

4 文化芸術の振興

- 県全体での文化芸術振興 多様な文化芸術活動の振興

5 地域文化の振興と継承

- 伝統文化・文化財の保存・継承
- 「暮らしの文化」の掘り起こしと継承 6 文化芸術活動の担い手の育成
- 〇 次世代育成支援
- 芸術家・文化芸術団体等への活動支援 文化芸術活動を支える人材・団体の育成
- 3 あらゆる人が文 化芸術を創造・

発表・享受でき

る環境づくり

文化芸術に触れる機会づくり

- 文化芸術を創造・発表・享受する機会の充実
- 学校教育と連携した文化芸術活動の充実 青少年の文化芸術活動の充実
- 高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実
- 文化施設等の整備・活用 8 文化芸術情報の収集と発信
- 文化芸術情報の発信力強化
- 文化芸術団体等のネットワークづくりへの支援

第6章 推進体制

1 推進体制, 2 各主体に期待する役割

- 宮城県文化芸術振興審議会での審議,庁内関係各課との情報共有,県民の意向等の活 用により文化芸術振興施策を着実に推進
- 市町村,文化芸術団体,民間事業者,高等学校・大学等教育機関,文化施設,NPO 法人等がそれぞれの立場で役割を担うとともに、連携・協働しながら施策を展開する

進行管理

宮城県文化芸術振興審議会等で、毎年、取組状況について検証する。また、文化芸術 を取り巻く状況の変化等を踏まえ、随時、必要とされる取組等について審議